

医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表  
 医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一〇八（略）</p> <p>九（二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR                  ・一S・一R・一三aR・一三bS・一五S・一八S                  ・二S・二四S・二六R・二八R・二九aS）二「                  （二S）三 アミノニヒドロキシプロピル」三                  メトキシニ二六メチル二〇・二七ジメチリデンヘキ                  サコサヒドロ一・一五：一八・二二：二四・二八ト                  リエボキシ七・九エタノ一二・一五メタノ九H                  ・一五H フロ「三・二i」フロ「二・三：五・六」                  ピラノ「四・三b」「一・四」ジオキサシクロペンタコ                  シン五（四H） オン（別名エリブリン）、その塩類及                  びそれらの製剤</p> <p>十〇十三（略）</p> <p>十四 四 アミノ一〇メチル葉酸（別名メソトレキサール）及びその製剤（ただし、二・〇mg錠剤及び二・〇mgカプセル製剤であって関節リウマチ及び関節症状を伴う若年性特発性関節炎に用いられるものを除く。）</p> <p>十五〇百二十六（略）</p>	<p>一〇八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>九〇十二（略）</p> <p>十三 四 アミノ一〇メチル葉酸（別名メソトレキサール）及びその製剤（ただし、二・〇mg錠剤及び二・〇mgカプセル製剤であって慢性関節リウマチに用いられるものを除く。）</p> <p>十四〇百二十五（略）</p>

